制度：令和６年１２月２日時点

**館山市　子ども医療費助成制度について**

* **子ども医療費助成制度とは**

お子様が病院等で診療を受けた場合や保険薬局で薬を受け取った場合に，保険診療の範囲内で医療費の自己負担額の一部を助成する制度です。「受給券」と保険資格が分かるもの（マイナ保険証など）を医療機関に提示すると，保険診療分の負担が下に記載の自己負担額までとなります。

* **館山市子ども医療費制度について（令和５年８月～）**

※同一月における同一医療機関の受診については入院1１日、通院６回目以降の受診は無料

|  |  |
| --- | --- |
| 対象者 | １８歳到達年度の３月３１日を迎えるまでの子ども |
| 対象となる医療費 | 健康保険が適用となる医療費 |
| 自己負担額 | 区分 | 自己負担額 |
| 市民税所得割課税世帯 | 市民税非課税世帯 |
| 入院 | １日　３００円※ | 無　　料 |
| 通院 | １回　３００円※ | 無　　料 |
| 調剤 | 無　　料 |
| 入院時食事療養費 | 無　　料 |
| 助成の方法 | 病院や薬局などの窓口で「子ども医療費助成受給券」と保険資格のわかるもの（例：マイナ保険証など）を提示してください。 |

![MC900343293[1]]()

* **いつからの医療費が助成対象となるか**

出生や転入から1ヶ月以内に申請した場合は，出生や転入日からの医療費が対象となります。

1ヶ月を過ぎて申請をした場合は，申請日からの医療費が対象となります。

* **申請の手続きについて**

　担当課にて登録申請の手続きが必要です。登録申請に必要なものは、次のとおりです。

　　（１）　子ども医療費助成受給資格登録申請書

　　（２）　子どもの被保険者資格がわかるもの（マイナポータルの資格確認画面、資格確認書など）

　　（３）　マイナンバー確認書類（マイナンバーカードやマイナンバーの記載がある住民票　など）

　　（４）　印鑑

* **受給券を使用しないで病院や薬局を受診した時の払い戻しの手続きについて**

　子ども医療費助成受給券がお手元に届く前や、千葉県外の病院や薬局を受診した場合などは、担当課にて申請をすると後で払い戻しを受けることができます。払い戻しの申請に必要なものは、次のとおりです。

　※　払い戻しの手続きは、病院などを受診した月の翌月から２年間申請をすることができます。

　　（１）　**子ども医療費支給申請書**

　　（２）　**医療費の内訳がわかる病院や薬局などの領収書（領収印があるもの）**

　　　　　（医療費を10割で支払った場合や高額療養費に該当する場合には、健康保険組合からの払い戻し額がわかる書類が必要となる場合があります。）

　　（３）　**子どもの被保険者資格がわかるもの（マイナポータルの資格確認画面、資格確認書など）**

（４）　**保護者の通帳（振込先がわかるもの）**　　（５）　**保護者の印鑑**

* **こんな時には手続きが必要です**

**【問い合わせ先　担当課】**

〒２９４－８６０１　館山市北条１１４５－１

**館山市役所社会福祉課**

**☎０４７０－２２－３７５０**

　〇子どもの健康保険が変わったとき

　〇子どもや保護者の住所が変わったとき

　〇保護者が修正申告したとき

　〇子どもや保護者の氏名が変わったとき

　〇子どもと生計を一緒にする人が変わったとき　など